平成２６年（フ）第２０号
山形県天童市糠塚３丁目２番27号　レオパレスＫＩＲＡ102号、前住所山形県天童市駅西３丁目５番28号　メゾンド松田Ａ棟104号
債務者　村上　千草
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７号
和歌山県西牟婁郡白浜町1053番地の９
債務者　榎本　繁美
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第１１号
島根県出雲市上塩冶町1596番地36
債務者　原　　郁
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１２号
島根県出雲市上塩冶町1596番地36
債務者　原　　拓也
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第５号
岩手県花巻市台第３地割21番地５、旧住所岩手県北上市町分５地割97番地１　ライフステージ２号
債務者　山蔭　優己
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１２号
新潟県長岡市今井２丁目195番地　ハーモネート今井103号室
債務者　関　由貴恵
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２２２４号
札幌市白石区本郷通６丁目北４番１―306号
債務者　工藤　　卓
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５２１号
札幌市清田区平岡６条３丁目13番８号
債務者　鈴木　一彦
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４号
札幌市西区二十四軒３条７丁目４番36号　のざわハイツ201号
債務者　淡路　武芳
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６２号
札幌市豊平区美園４条８丁目１番30―301号
債務者　隅田　珠実（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３３号
札幌市東区北７条東20丁目１番９―405号
債務者　木田　丈司
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３４号
札幌市東区北７条東20丁目１番９―405号
債務者　木田　香江（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２３号
札幌市中央区南14条西13丁目２番47―107号、住民票上の住所札幌市東区北35条東８丁目２番17―404号
債務者　細川　　隆
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６６号
札幌市白石区菊水元町８条３丁目３番15号
債務者　加藤　久薫
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５号
群馬県安中市下磯部370番地50　下磯部県営住宅Ａ棟20号
債務者　久田　範子（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第５５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1385番地の３
債務者　石原　圭子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１７号
静岡県富士市今泉3814番地の１
債務者　山本　理恵
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４１号
名古屋市中川区助光３丁目1201番地　助光荘Ｔ―10棟105号
債務者　安藤　瑠衣
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部